

運輸安全マネジメント安全管理規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日

目 次

第一編 総 則

第一章 目的等

第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制

第二節 安全統括管理者の責務

第二編 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一編 総 則

第一章 目的等

(目的等)

第 1 条 この規程は、道路運送法第 22 条及び旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 2 条の 2 の定めに基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し、事業用自動車の運行の安全の確保及び向上を図ることを目的とする。

第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 2 条 社長及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3. 社員の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

(1) 一致団結して、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

(2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を

遂行します。

(3) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。

(4) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。

(5) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

4. 第1項の方針に基づき策定した安全性向上のための施策は、適宜見直すものとし、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第3条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第4条 第2条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第5条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するための必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(社長の責務等)

第6条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責務を負う。

2. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

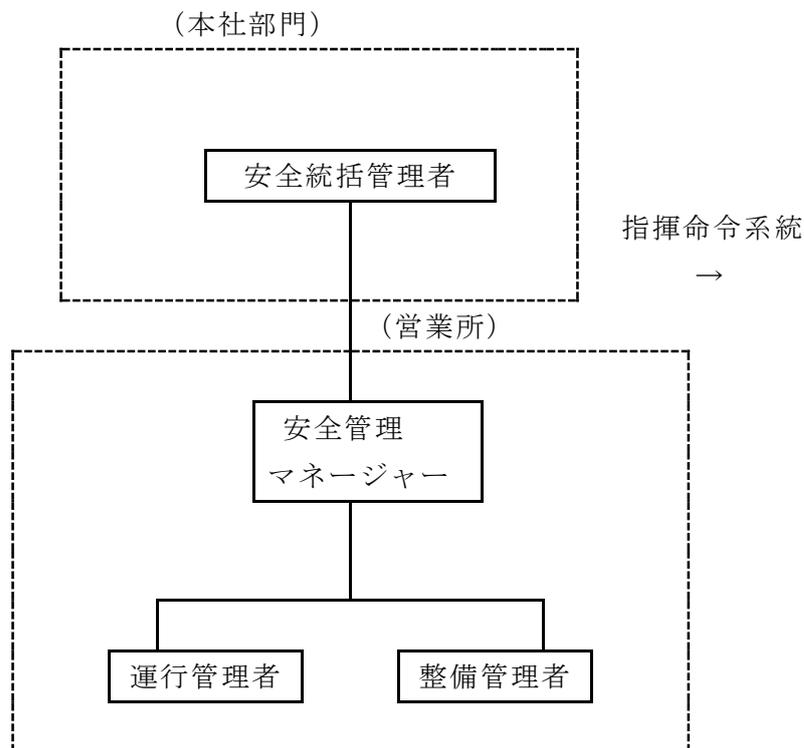
3. 社長及び役員は、輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する責務を有

することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。

4. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。

(組織体制)

第7条 当社の安全の確保に関する体制は、次図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。



- (1) 安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- (2) 安全管理マネージャー：安全統括管理者の指揮の下、営業所において運行
運行管理者及び整備管理者ならびに乗務員を統括する。
- (3) 運行管理者：「運行管理規程」に定めるとおり。
- (4) 整備管理者：「整備管理規程」に定めるとおり。

第二節 安全統括管理者の責務

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 安全統括管理者は、取締役のうち運輸規則第47条の5で定める者のうち、

安全に関して十分な知識及び経験を有する者の中から選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させること。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置を講じること。
- (6) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長及び役員に報告すること。
- (7) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、社長又は役員その他必要な責任者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上で必要な意見を述べること。
- (8) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (9) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (10) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (11) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第二編 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 11 条 社長及び役員と運行管理者や乗務社員等との双方向の意志疎通を充分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 12 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する情報が、社長及び役員、安全統括管理者又は営業所等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑にすすむよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 13 条 第 4 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 14 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長及び役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のための必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 15 条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 16 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 17 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故・災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長及び役員に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保管する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は別に定める。